

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02180

研究課題名(和文) 日本における映画検閲・自主規制のテキスト分析、1925-1956

研究課題名(英文) Textual Analysis of Film Censorship and Self-Regulation in Japan, 1925-1956

研究代表者

木下 千花 (Kinoshita, Chika)

京都大学・人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：60589612

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：内務省による全国統一映画検閲が開始された1925年から、連合軍占領下の検閲を経て、1949年に映画産業による自主規制機関として映画倫理規程管理委員会が立ち上がり、さらに1956年に映画倫理委員会(映倫)として改組されて業界外の第三者が審査を行う現在の映倫体制が確立されるまでの約30年を対象とし、検閲台本、内規、検閲記録、会議報告のようなアーカイブ資料を調査した。性表現に焦点を絞り、資料を現存フィルムとつぎ合わせて綿密なテキスト分析を行って映画テキストと法、政治、社会、ジェンダーとの関係を明らかにした。研究成果は国際学会で報告するとともに、書籍の一部として出版した。

研究成果の概要(英文)：This research excavated, described, and analyzed archival documents generated by film censorship and self-regulatory bodies in Japan, 1925-1956. It includes three specific periods: the Home Ministry's national censorship system, 1925-1945; the Allied (de-facto US) Occupation government's censorship, 1945-1949; and the Motion Picture Code of Ethics Committee (Eiga Rinri Kitei Kanri Iinkai), film majors' self-regulation system modeled on the Motion Picture Association of America, 1949-1956. Focusing on representation of gender and sexuality, I analyzed written records, such as censored screenplays, conference reports, and production memos, vis-a-vis surviving films, and thereby threw into relief how film texts played out, negotiated, and inscribed the contradictions and conflicts between legal, political, social, and gender norms and values. I presented this research at several international conferences and published as a main part of my book, a book chapter, and essays.

研究分野：映画学

キーワード：検閲 日本映画史 ジェンダー 内務省 占領期 ポスト占領期 民間情報教育局 映画倫理規程管理委員会

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦前期日本映画の検閲については、奥平康弘の時代区分が広く受け容れられている(奥平 1986、牧野 2003)。すなわち、戦前の映画史を「映画(活動写真)メディアの草創期であり、芝居や見世物の枠組みの中で地方ごとの警察署によって取締を受けた第1期(1896-1917)、東京において「活動写真興行取締規則」が制定施行され、「検閲」の対象としての映画というメディアの特殊性と自律性が認められた第2期(1917-1925)、内務省の省令「活動写真「フィルム」検閲規則」が制定され(1925年7月施行)、同省警保局が日本全国の検閲を一元化して掌握する体制が確立された第3期(1925-1934)、政府に映画統制委員会が設立され、映画のメディアとしての自律性と強い影響力を認知し、「取締」の対象とするばかりではなく、国民の善導・啓蒙の手段として「積極的統制」しようという動きが始まる第4期(1934-1939)、内務・文部・厚生の上案による「初の文化立法」たる映画法(1939)が成立し、総動員体制のなか、国家が映画産業と文化を隅々までをコントロールした第5期(1939-1945)の五つに区分する見方である。

1990年代に起こった映画学の「歴史学的転回」以降、フィルム・文字ともに一次資料に直接当たる新歴史主義的日本映画研究が興隆した。その中で検閲にかんして充実した成果が蓄積されたのは、「活動写真興行取締規則」成立期である第1期から第2期への移行期と、映画法立法から第二次世界大戦中の映画統制へ至る第4-5期についてであった。この二つの転換期には、映画がメディアとして「誕生」し(長谷 1994、Gerow 2010)、あるいは国家および社会の中での映画の役割が再考されたため(古川 2003、加藤厚子 2003)、映画史的関心が集中したのである。一方、安定期たる第3期および第4期については、プリントが現存している作品も比較的多いため、作品と向き合う分析にも大きな可能性が開かれている。限に、ジェンダーとセクシュアリティを中心としてイデオロギーに着目し、『映画検閲時報』を参照しつつ個別の映画を検討する良質なテキスト分析が現れつつあった。(河野 2011、御園生 2012、宜野座 2013)。しかし、メディア史的なアプローチやその政治的役割についての文化政策研究の厚みとインパクトに比して、戦前の検閲についての人文的テキスト分析はまだ始まったばかりであった。人文的映画研究は、作家論に偏って表現とその抑圧というモデルに囚われ、とりわけ戦中たる第5期の映画検閲に関しては、監督や脚本家の回想や聞き書き(依田 1970、黒澤 1978/2001、マキノ 1988)を資料的な裏を取らないままに引用してきた経緯があった。さらに、検閲台本の纏まったコレクションが知られてこなかったため、テキスト分析の拠は『時報』に留まっていた。

(2) 占領下の映画についてはアメリカ側が残した膨大な記録がNARA(国立公文書記録管理局)および日本の国立国会図書館憲政資料室で閲覧可能であるため、過去20年間、CIE(教育情報局)および軍の諜報機関CCD(民間検閲支隊)による日本映画(Hirano 1994→平野 1998)および外国映画(谷川 2002、Kitamura 2010→北村 2014)の映画二重検閲の全容について充実した歴史研究が行われてきた。平野と北村はとりわけ問題となった作品についてケーススタディも行っているが、個別の作品/作家/ジャンルについての研究は、近年、フェミニズム歴史学の視点から関心の集まる「パンパン」を題材とした作品について、ようやく始まったばかりであった(金 2014、紙屋 2014)。

(3) アメリカ占領後、現在まで続く映倫体制への過渡期にあたる映画倫理規程管理委員会(旧映倫)時代については、谷川がCIEの肝煎りで成立したことを指摘しているほか、板倉史明がアメリカの映画製作倫理規程についての議論(Maltby 2003)を参照しつつ、やはり性表現を中心としてテキスト分析を行っていた(板倉 2011)。また、旧映倫初期については映倫の社史が存在するほか、実際に査問にあたった委員による回想も裏付けが必要とはいえ有用な資料として存在した。

2. 研究の目的

本研究は、(1)内務省による全国統一映画検閲が開始された1925年から、(2)連合軍占領下の検閲を経て、(3)1949年に映画産業による自主規制機関として映画倫理規程管理委員会が立ち上がり、さらに1956年に映画倫理委員会(映倫)として改組されて業界外の第三者が審査を行う現在の映倫体制が確立されるまでの約30年間を対象とし、検閲台本、内規、検閲記録、会議報告のようなアーカイブ資料を発掘する。性表現に焦点を絞り、資料を現存フィルムとつぎ合わせて綿密なテキスト分析を行うことで、映画テキストと法、政治、社会、ジェンダーとの関係を明らかにする。アメリカの映画製作倫理規定について蓄積された歴史研究を参照し、表現の抑圧という古典的な図式を越えて、政府、産業、作り手、観客の間の折衝の場として検閲/自主規制を捉える視座を提示する。

3. 研究の方法

本研究は、1)アーカイブにおける検閲台本をはじめとする資料の収集、2)資料整理・分析、3)プリント現存作品の映像テキスト分析、4)映画学、歴史学、文学史、ジェンダー研究など関連文献の調査、5)国際学会での研究発表と書籍・論文の執筆、の5領域に亘って進められた。以下、対象とする(1)-(3)の3時代それぞれについて述べてゆく。

(1) 内務省時代の検閲の制度と実務の全貌を明らかにするため、2015年度には検閲台本を所蔵している松竹大谷図書館でアーカイブ調査を続け、所蔵検閲台本のリストを作成した。フィルムが現存する溝口健二監督作品『折鶴お千』(1935)『浪華悲歌』『祇園の姉妹』(ともに1936)については現存映像とつきあわせて台詞の一言一句を精査した。内務省警保局で検閲を担った検閲官・柳井義男と田島太郎の著作を吟味し、「検閲内規」の項目とその運用を、映画史・法制史・ジェンダー史の先行文献に照らしつつ、検閲された映像テキストに照らして明らかにした。単著①の出版に際しては同図書館から許諾を得て検閲台本の一部を図版として公表している。『映画検閲時報』を購入し、溝口作品および芸道物など関連作品に対する制限(削除)の有無、プリントの数および尺数を確認した。

2016年度には戦前における女性観客の「洋画」の受容、モダニティ、日本の帝国主義的領土拡張の関心に関心を広げ、女優・入江たか子が率いた入江プロ製作の失われた映画『満蒙建国の黎明』(1932)、深尾須磨子や吉屋信子など女性文化人による映画批評についての研究を開始した。『映画検閲時報』を参照するとともに、原作、映画ノベライゼーションや「映画物語」、新聞・雑誌の記事を調査し、国内外の学会で研究発表を行った③⑤。

(2) 占領期については、2015年度前半に国立国会図書館憲政資料室で調査と資料収集を行った。さらに、溝口の占領期作品のうちほとんど検閲資料が残っていない『女優須磨子の恋』(1947)『夜の女たち』(1948)については、同資料室ブラング文庫で新聞・雑誌の記事を網羅し、さらに松竹大谷図書館および早稲田大学坪内博士記念演劇博物館で、CIEに提出したと思われる製作意図や梗概、脚本の草稿などを発見・精査した。占領下の溝口作品を中心とした日本映画におけるジェンダーとセクシュアリティの表象については、歴史研究と映像テキスト分析を『溝口健二論』第六章としてまとめた。さらに、『女優須磨子の恋』については、検閲による映画中の自死の表現の制限と劇中劇の関係について英語論文を執筆し、論集に寄稿した①。

2016年度末にはNARAに出向き、占領軍の映画政策について調査を行った。憲政資料室のマイクロフィルムでは全貌を俯瞰することが難しいCIEの資料群を年代順に一覧して穴を埋め、1948年からCIEで映画検閲を担い、1949年の旧映倫設立にあたって中心的な役割を果たした検閲官ハリー・スロットのバックグラウンドについて退役軍人のファイルなどで調査を開始した。

(3) 旧映倫時代について、2015年度は図書①第八章の研究調査および執筆を行った。具体的には、姦通罪の廃止にともなう姦通小説・

映画の興隆という文脈のなかに溝口作品『雪夫人絵圖』(1950)と『近松物語』(1954)を位置づけるため、国会議事録、新聞・雑誌記事、原作、前者についてはCIE検閲台本、後者についてはカメラマン宮川一夫が残した撮影台本、旧映倫の審査記録概要を分析した。さらに、売春防止法制定をめぐる論争や性労働者による組合運動、旧映倫による「成人映画」カテゴリーの制定について国会図書館などで調査を行い、溝口の遺作『赤線地帯』(1956)の歴史的な文脈と同時代の受容を分析した。

2016年度に京都大学人間・環境学研究科へ移り、同年5月に単著も出版され、研究交流の輪が広がった。その結果、とりわけポスト占領期の映画製作における自主規制(旧映倫)とジェンダーとセクシュアリティをめぐる規範の関係を考えるにあたって、二つの新しい方向性が見出された。まず、人文科学研究所において寄贈資料の整理・分析に加わり、近代京都についての研究会のメンバーとなって日本近代史や人文地理学、美術史・建築史の研究者と交流するなかで、京都の花街・遊郭という空間とその映画における利用／表象という問題系に関心を持った。公娼制度と映画は戦前においては共に内務省警保局の管轄であり厳しい統制下にあった。「廓物」映画はポスト占領期、売春防止法の是非をめぐる議論の高まりと性表現への規制の緩和の二つの要因のバランスのなかではじめて興隆したサイクルである。「廓物」については東京国立近代美術館フィルムセンター(現・国立映画アーカイブ)で特別映写を行い、研究発表を重ね①⑥⑦⑩、溝口作品を中心とした一部を論文にまとめた②。

一方、科研費若手B(23720078)以来、妊娠、人工妊娠中絶、出産の表象に関心を抱いてきたが、京都で関西圏のフェミニスト、医学史研究者とも直接の研究交流の機会が生まれ、それまで女性の身体のなかで感知されるものであった胎児が視覚化されるとともに「主体」あるいは「生命」として析出する過程について、放射能の恐怖、サリドマイド薬害、旧映倫における洋画や科学映画の特殊な扱いなど、1950年代から1960年代にかけての錯綜した歴史的・映画史的な文脈のなかに位置づける見通しが立った。妊娠の表象と検閲・自主規制の関係については単著でも理論を中心に一章を割いているが、「胎児の誕生」についても発表②④⑧⑨⑪、出版⑤を行っており、単著としての発表に着手に向かっている。

4. 研究成果

図書①は監督・溝口健二の映画を対象とした著作であるが、映画作家と内務省・アメリカ占領軍・旧映倫の検閲や自主規制の関係を旧来の表現-抑圧の図式に依ることなく折衝や接触として捉え、その作品をこのようなプロセスの痕跡として提示した。本研究は、日

本映画史研究において、日本近代文学研究やアメリカ映画研究では目覚ましい成果が上がっている検閲テキスト分析を進める第一歩となったと考えられる。

第3・4章では検閲官の著作、公文書、新聞・雑誌の記事などに広範にあたり、これまでの映画史ではほとんど語られることがなかった内務省映画検閲の内規と実際をつぶさに明らかにした。さらに、プリントが現存し既存の映画史でも高い評価を受けてきた『折鶴お千』『浪華悲歌』『祇園の姉妹』を、原作、台本準備稿、検閲台本、検閲内規とつきあわせて詳細なテキスト分析を行った。その結果、内務省と溝口健二の双方にとって、性労働者が体現するジェンダーとセクシュアリティの体制こそが掛金であったことを指摘することが可能になった。

第6章では、先行研究に学びつつ、CIE 検閲官のメモ入りの検閲台本、会議録、映画会社の内部資料、新聞・雑誌資料、原作を駆使し、映画テキストに密着した検閲の本格的なケーススタディを行った。その結果、溝口という映画作家が占領軍との折衝の末に商品として生み出した作品群を、「閉ざされた言語空間」でありコンタクト・ゾーンたる占領下における「女性の解放」の両義性と矛盾の結晶として捉える視座を示すことができた。第8章は、姦通罪の廃止による姦通映画の流行、売春防止法と廓・赤線物の興隆など、ポスト占領期における旧映倫による映画の自主規制の試みとジェンダー／セクシュアリティの布置の変容のなかで溝口作品が見出され受容されたことを明らかにした。

図書①は、文化庁平成28年度(第67回)芸術選奨文部科学大臣新人賞(部門：評論等)、第8回表象文化論学会賞を受賞し、高い評価を受けた。学術誌や映画雑誌の書評でも検閲研究と精緻な映画テキスト分析を結びつけた点が大きな貢献として言及されており、日本映画史における検閲テキスト研究の有効性を示し、今後の発展の契機となることができた。

さらに、研究代表者はこのような研究成果を国際学会で発表し、国際的研究者や映画作家を招くシンポジウムや研究会を開催することで、国内外の研究者コミュニティ、学会、一般市民へと還元してきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件、論集への寄稿を含む。すべて査読なし)

① Kinoshita, Chika. "A History of Performance: Mizoguchi Kenji's *The Love of Sumako the Actress* (1947)." In *The Japanese Cinema Book*, edited by Hideaki Fujiki and Alastair Phillips. London: British Film Institute, forthcoming.

② 木下千花 2017 「システムと才能：一九五〇年代大映における溝口健二、リメイク、ジャンル形成」北村匡平・志村三代子編『リメイク映画の想像力』水声社、75-108頁

③ 木下千花 2017 「女どもの闘争—蓮實重彦の映画批評における観客性について」(総特集 蓮實重彦)『ユリイカ』49 (17)、166-179頁

④ 木下千花 2016 「内務省の映画検閲——『祇園の姉妹』(一九三六)の場合——」細川周平・山田奨治・佐野真由子 編『新領域・次世代の日本研究 *New Vistas: Japanese Studies for the Next Generation* 海外シンポジウム2014』大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センター、47-65頁

⑤ 木下千花 2015 「「胎児」の誕生」塚田幸光 編著『映画とテクノロジー』ミネルヴァ書房、61-90頁

[学会発表](計13件)

① Kinoshita, Chika. "The Other Sphere: The Female Audience and the Prostitution Prevention Law, 1953-1958," Society for Cinema and Media Studies, Toronto, March 2018.

② 木下千花 「妊娠映画作家・中島貞夫」シンポジウム「アーカイブの理論と実践：東映とその可能性を中心に」京都大学人間・環境学研究所、2018年2月

③ 木下千花 「1930年代前半の日本映画産業における女性パイオニアの可能性—入江たか子のスタープロダクション再考」シンポジウム「1930年前後の文化生産とジェンダー」名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリー、2018年1月

④ Kinoshita, Chika. "The Emergence of Teen Pregnancy Narratives in Post-Occupation Japanese Cinema," Cinema and Social Change in Japan, Hakubi Center, Kyoto University, October 2017.

⑤ Kinoshita, Chika. "The First Woman Producer in Japanese Film History Made *The Dawn of Manchuria and Mongolia*: Feminism and the Imperial Fantasy," Women and the Silent Screen IX, Shanghai Film Museum, June 2017.

⑥ Kinoshita, Chika. "The Emergence of Red Light District Films: Gender and Sexuality in the Post-Occupation Japanese Cinema," Beyond the Canon: Reconsidering Japanese Cinema of the 1950s, Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures, June 2017.

⑦木下千花「溝口健二と近代京都花街・遊郭の表象」研究会「近代京都と文化」京都大学人文科学研究所、2017年5月

⑧Kinoshita, Chika. “The Birth of the Fetus and Male Subjectivity: Imaging Technologies, Visual Culture, and the 1960s Japanese Cinema,” Society for Cinema and Media Studies, Chicago, March 2017.

⑨木下千花「母体の「環境化」と可視／不可視性」研究会「3.11以後のディスクール」国際日本文化研究センター

⑩木下千花『溝口健二論』補遺—方法論としての自由間接話法と『噂の女』日本映像学会映像テキスト研究会、2016年7月

⑪Kinoshita, Chika. “The Birth of the Foetus: Imaging Technology and Reproductive Rights in Postwar Japan,” Deterritorialising Visual Theory and Culture: Anglo-Japanese Encounters, University of Bristol, July 2016.

⑫木下千花「検閲のメディア研究」動態論的メディア研究会、立命館大学衣笠キャンパス、2016年6月

⑬Kinoshita, Chika. “Mizoguchi and Censorship: Intermediality, Gender, and Japanese Modernity,” Center for East Asian Studies, University of Chicago, February 2016.

〔図書〕(計1件)

①木下千花 2016 『溝口健二論——映画の美学と政治学』法政大学出版局

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
京都大学映画コロキウム
<https://sites.google.com/site/kyotofilmcolloquium/home>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木下 千花 (KINOSHITA, Chika)
京都大学・人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：60589612

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()